

平成23年度 健全化判断比率 経営健全化比率 を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成23年度決算に基づいて算定した健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。この比率が一定の基準を超えると「早期健全化団体」さらには「財政再生団体」へ移行することになり、地方債の借入れや予算編成が制限されるなど国の関与を受けることとなります。置戸町の財政は健全な段階にあると言えますが、財政状況が厳しいことには変わりはなく、今後も財政健全化への取り組みを続けていきます。

財政健全化の比率

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	40.0%
実質公債費比率	9.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示します。

経営健全化の比率

各公営企業における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業がないため、経営健全化基準に該当しませんでした。

	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	20.0%
下水道特別会計	—	20.0%

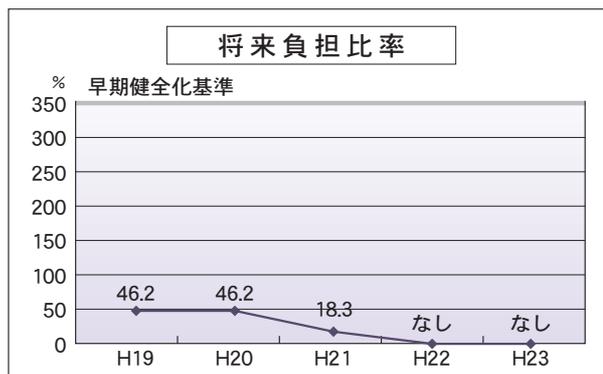
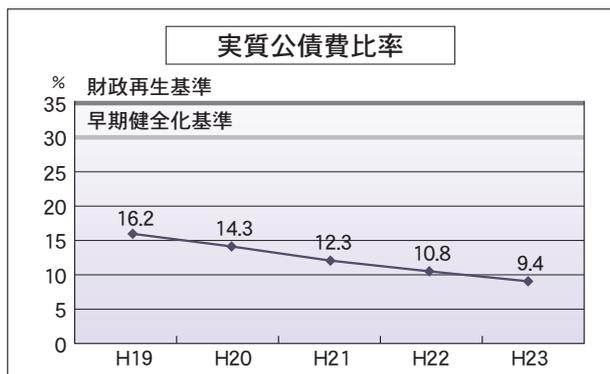
※資金不足額がない場合は、「—」で表示します。

比率の推移

平成19年度～平成23年度

実質公債費比率は9.4%で、前年度対比1.4%の減少となりました。主な要因としては公債費

償還額の減少、普通交付税額の増加、臨時財政対策債発行可能額の増加などがあげられます。



用語の説明

- 健全化判断比率…実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標
- 早期健全化団体…健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準を上回る団体
- 財政再生団体…健全化判断比率（将来負担率を除く）のうち1つでも財政再生基準を上回る団体
- 実質赤字比率…地方交付税等の一般財源に占める一般会計の赤字の割合
- 連結実質赤字比率…地方交付税等の一般財源に占める一般会計及び公営企業会計など複数の会計の赤字と黒字の合計額の割合
- 実質公債費比率…地方交付税等の一般財源に占める借金やそれに準じた経費など義務的な負担の割合
- 将来負担比率…地方交付税等の一般財源に占める現時点で想定される将来的な負担の割合
- 資金不足比率…公営企業会計の料金収入に占める赤字の割合